

○総務省令第七十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十六日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
 第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの(卸電気通信役務に該当するものを含む。)とする。

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔イ・ロ 略〕

〔二〃四 略〕

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

- 二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

〔イ 略〕

- ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ、第二号イ並びに第三号イ及びハ並びに第二十七条の五第一項第一号、第一号の二、第九号及び第九号の二において単に「総合デジタル通信用設備」という。)

〔ハ 略〕

- ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備(第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

- ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定する特定携帯電話用設備(第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。)

- ヘ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ及び第三号ニ並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「PHS用設備」という。)

〔ト 略〕

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)
 第十四条 「同上」

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。)(ワイヤレス固定電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)

〔イ・ロ 同上〕

〔二〃四 同上〕

(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)

第二十七条の二 「同上」

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔イ 同上〕

- ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」という。)

〔ハ 同上〕

- ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)

- ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定する特定携帯電話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「特定携帯電話用設備」という。)

- ヘ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「PHS用設備」という。)

〔ト 同上〕

三 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる機能を有する電気通信設備を除く。）

イ 交換機能

ロ 電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）

ハ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能

ニ 通信の接続又は認証に係る加入者管理機能

四 「略」

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

「一 略」

二 既に事業用電気通信設備の自己確認を行った自己の電気通信設備を変更することなく、自己の提供する電気通信役務の種類を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットワーク電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当しなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

三 既に他の電気通信事業者によって事業用電気通信設備の自己確認が行われた電気通信設備を自己の用に供することを目的として使用する場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 二線式アナログ電話用設備及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、メタルインターネットワーク電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備及びインターネットワークを用いた総合デジタル通信用設備に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットワーク電話用設備及びインターネットワークプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットワーク電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）にあつては、接続品質、総合品質又はネットワーク品質を劣化させることとなる場合

ハ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットワーク電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）

〔新設〕

三 「同上」

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四 「同上」

「一 同上」

二 「同上」

イ 二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備又は事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットワーク電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

ロ イに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当するものでなかつたものが当該変更によりこれらのいずれかの事業用電気通信設備に該当する場合

〔新設〕

に該当しない他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

二 ハに掲げる場合のほか、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はPHS用設備に該当しない他の電気通信事業者の電気通信設備をこれらのいずれかの事業用電気通信設備として自らが使用する場合

四

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 二線式アナログ電話用設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備及びワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。）（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類

「イ」ツ 略

「削る」

「削る」

「削る」

ネ ヽラ 「略」

ム 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の管理に関する説明書

「略」

ウ

「略」

ニ その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

の二 メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。）

次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（同号ノに掲げるものを除く。）

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ホ その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフ

三

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 「同上」

一 二線式アナログ電話用設備（ワイヤレス固定電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）

「イ」ツ 同上

ネ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ラ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

ム ヽラ 「同上」

「新設」

「同上」

「同上」

ク その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項又は第三項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

「新設」

トウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

一の三 ワイヤレス固定電話用設備（法第四十一条第三項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 略〕

二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ホ 略〕

三 アナログ電話用設備（法第四十一条第一項又は第三項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、ヲ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ 略〕

四 携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 略〕

四の二 PHS用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

五 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 略〕

五の二 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 略〕

六 法第四十一条第一項に規定する電気通信設備のうち前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信回線設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）

一の二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びビクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 同上〕

二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ホ 同上〕

三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ、キ及びビクに掲げるものを除く。）

〔ロ 同上〕

四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 同上〕

四の二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

五 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）

〔ロ・ハ 同上〕

五の二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）

〔ロ〜ニ 同上〕

六 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類（同号ロ、ト、リ、ル、ソ、キ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）

「ロ・ハ 略」

「七 略」

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ソ及びビノに掲げるものを除く。）

「ロ・ホ 略」

へ マタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト マタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ マタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

「リ 略」

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ヲ、ウ及びビノに掲げるものを除く。）

「ロ・ト 略」

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備（マタルインターネットプロトコル電話用設備を除く。）又は総合デジタル通信用設備（インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びビノに掲げるものを除く。）

「ロ・ハ 略」

九の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、マタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びビノに掲げるものを除く。）

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ニ ネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ホ 安定品質を確保するための措置に関する説明書

へ その他イからホまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第五項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

十 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に

「ロ・ハ 同上」

「七 同上」

八 「同上」

イ 第一号に掲げる書類（同号イ、ロ、ハ、へ、ソ及びビクに掲げるものを除く。）

「ロ・ホ 同上」

へ インターネットプロトコル電話用設備における総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

「リ 同上」

八の二 「同上」

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、セ、ノ及びビクに掲げるものを除く。）

「ロ・ト 同上」

九 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びビクに掲げるものを除く。）

「ロ・ハ 同上」

「新設」

十 「同上」

掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ル、ソ及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

十一 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備(二線式アナログ電話用設備を除く。) 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ル、ソ、~~ラ~~及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ハ 略〕

十二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ソ及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

十二の二 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、PHS用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ソ及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

十三 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。) 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、~~ウ~~及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

十四 法第四十一条第五項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、~~ラ~~、~~ウ~~及び~~ノ~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 略〕

〔2 略〕

第二十九条 法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

〔一〕四 略〕

四の二 第一号から第三号までに關する業務管理体制に關する事項(事業用電気通信設備(第二十七條の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する事業用電気通信設備に限る。))の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合(クラウド・コンピューティング・サービス(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ル、ソ及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

十一 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ル、ソ、~~キ~~及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ハ 同上〕

十二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ソ及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

十二の二 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ソ及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

十三 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、~~ノ~~及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

十四 〔同上〕

イ 第一号に掲げる書類(同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、~~キ~~、~~ノ~~及び~~ク~~に掲げるものを除く。)

〔ロ〕ニ 同上〕

〔2 同上〕

第二十九条 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

〔新設〕

<p>人の情報処理の用に供するサービスをいう。)等を通じて他人から第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能の提供を受ける場合を含む。)に限る。)</p> <p>イ 委託先の電気通信設備の安定的な使用に関する措置に関すること。</p> <p>ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。</p> <p>ハ 電気通信事業法に定める電気通信事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。</p> <p>ニ 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、電気通信設備の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。</p> <p>〔五・六 略〕</p>	<p>〔五・六 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔二 同上〕</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定により届出を行っているものは、この省令の施行の日から三月以内に新規則第二十七条の五第二項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。

第三条 自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（新規則第二十七条の二第三号イからニまでに掲げる機能を有する電気通信設備に限る。）の全部又は一部を構成する設備の運用を他人に委託している電気通信事業者は、この省令の施行の際現に電気通信事業法第四十四条第一項又は第三項の規定により届け出ている管理規程について

、新規則の規定に合致させるため、この省令の施行の日から三月以内に同法第四十四条第三項の規定に基づく変更の届出をしなければならない。